

# 理・美容所開設届出時に必要な書類等

チェック  
リスト

- 1 理・美容所開設届(様式第1号)**
- 構造及び設備の概要(作業所・待合所の面積、区画方法、消毒器具・方法等を記入)
- 施設平面図(セット椅子、待合所の配置、寸法等を記入)  
⇒設計図面等の添付、手書きでも構いません(フリーハンドは不可)。
- 案内図 ⇒店舗の場所が分かる周辺地図
- フロア図 ⇒ショッピングセンター、複合ビル等のテナントやマンションで  
同一階に他の施設がある場合は、該当階の施設配置図
- 理・美容所従事者一覧表
- ※【従事者が開設届の欄に書ききれない場合】管理理・美容師含め5名以上の場合  
理・美容師資格の有無に関わらず、すべての従事者を記入。
- 2 理・美容師免許証(原本提示)** ※コピーは不要
- 婚姻等で氏名が変わっている場合には、免許証の書き換えが必要です。  
⇒免許証に関する手続きは、公益財団法人 理美容師試験研修センター  
(TEL03-5579-0911)へ直接問い合わせてください。
- 3 医師の診断書(結核、感染性皮膚疾患の有無の診断が記載されたもの)**
- 有資格の従事者(理・美容師)を登録する場合に必要です。  
(資格を持たず、受付業務等を専門に行う方は必要ありません。)  
○おおむね3か月以内のものをご用意ください。
- 4【有資格の従事者が2名以上の場合】**
- 管理理・美容師資格認定講習会の修了証書(原本提示+コピー提出)**
- 5【法人の場合】**
- 登記事項証明書(会社法人等番号、商号、本店、役員に関する事項の記載のあるもの。3か月以内発行のもの。原本提出)**
- 6 印鑑**
- 法人の場合は、法人の代表者印(登記してある実印)が必要です。  
○個人が届出をする場合、本人が手書きしない場合は、押印が必要です。
- 7 検査手数料 現金17,000円**
- 一旦納入した手数料は理由の如何を問わず返還できません。

千葉市保健所  
環境衛生課 営業指導班  
電話：043-238-9939